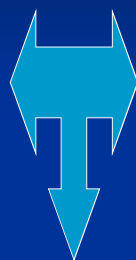


小規模多機能型居宅介護

— 高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて —

施設ケアか？ 在宅ケアか？

大規模施設



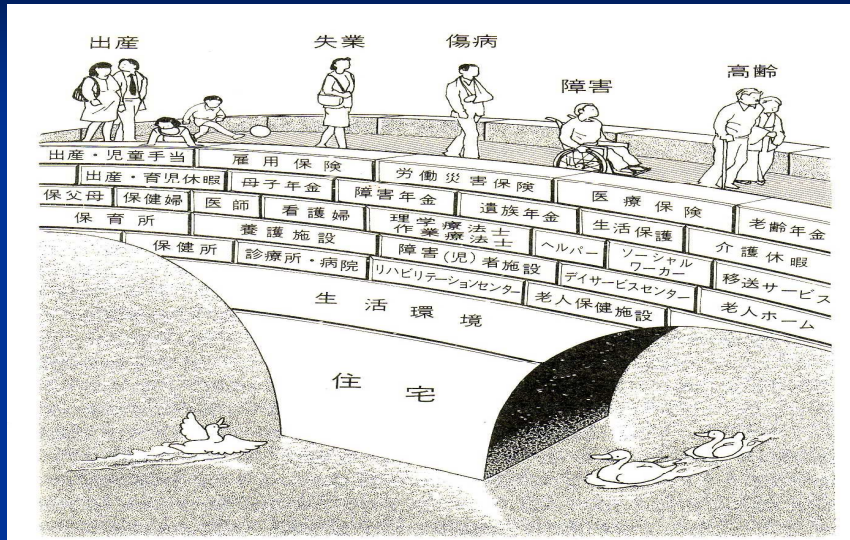
在宅

第3の 카테고리

宅老所 認知症高齢者グループホーム ユニットケア

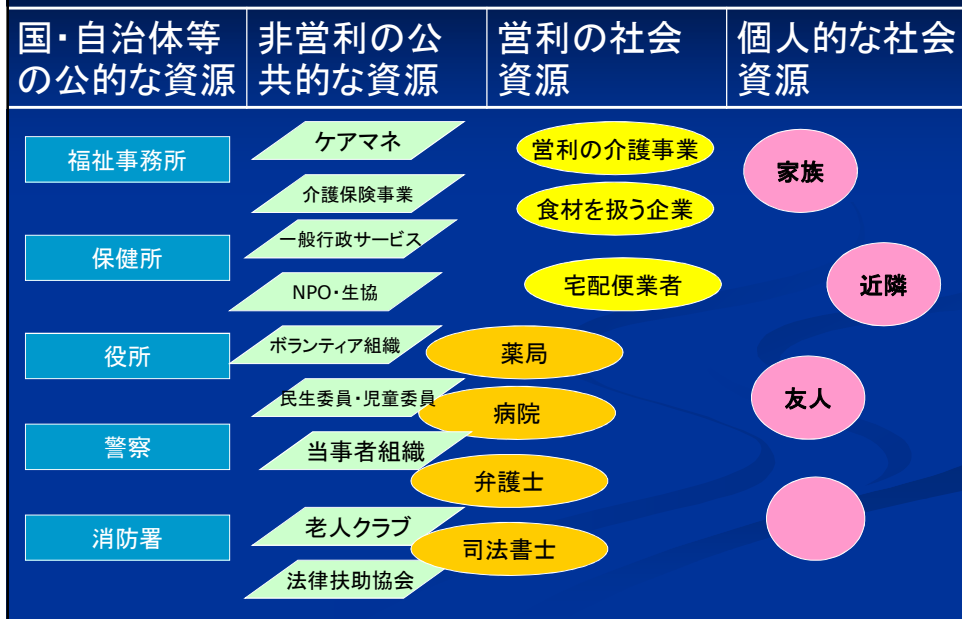
地域ケアの一部として機能する施設ケア

1 居住福祉の視点



早川和男(1993)『居住福祉の論理』東京大学出版会 11頁

社会資源リストの例



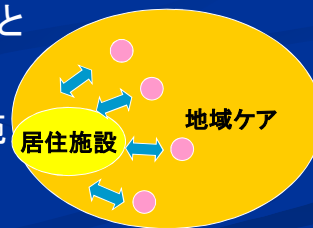
新たなカテゴリー 施設の在宅化

・施設の社会参加機能を促進する
⇒ 逆サービス

・新たなカテゴリー

自宅で1人または家族と生活をするという「在宅」ではなく、しかも多人数で共同生活を送る「施設」とも異なる形態の居住機能を持たせた地域ケア施設

⇒ 「小規模多機能型居宅介護施設」



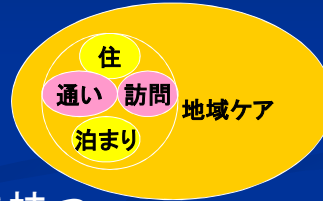
地域ケア機能の中に施設ケアを位置づける

小規模多機能型居宅介護事業の 制度化背景

1. 大規模収容施設による集団ケアからの脱却
2. 介護施設開設における多額の補助金の抑制
3. 民間活力の導入による市場化
4. 「地域密着型サービス」による生活の継続性確保

小規模多機能型居宅介護施設とは？

- 草の根で広がってきた「宅老所」がモデル
- ・「通い」(デイサービス)
- ・「泊まり」(ショートステイ)
- ・「訪問」(ホームヘルプサービス)
- ・「住」(グループホーム)の機能を持つ
- どんな状態になっても、同じ地域のなじみの人間関係の中でサービスが完結するようにすることを目指す



小規模

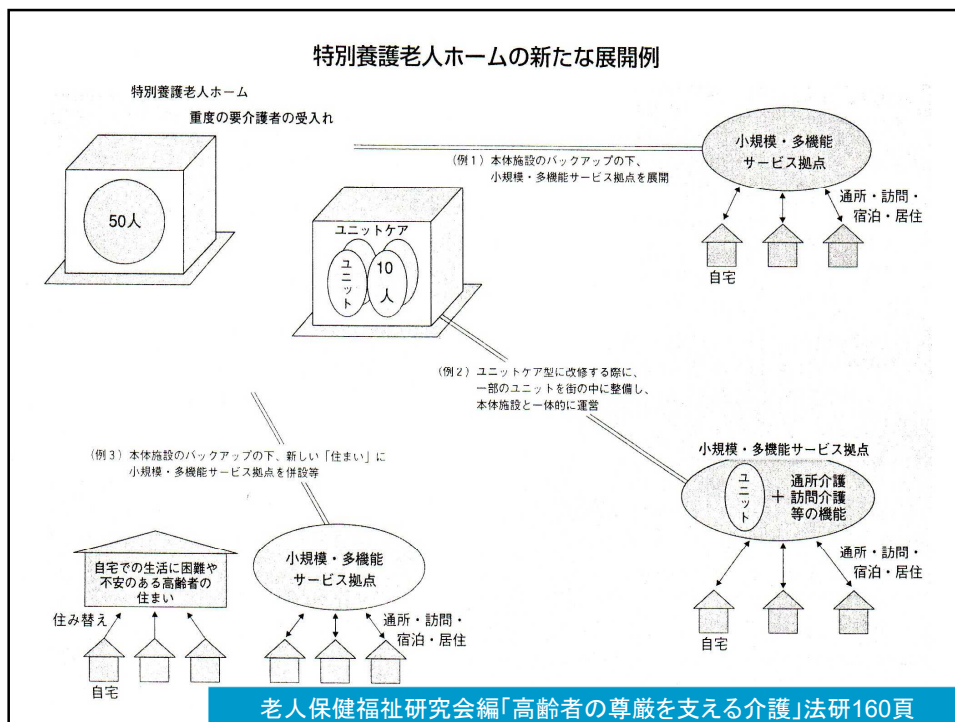
利用者同士や職員となじみの関係

多機能

困った時、困った期間、必要に応じて

地域密着

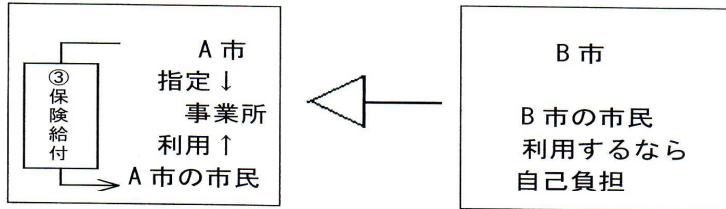
地域からの孤立や家族からの別離を防ぎ、
地域との調和、家族とのきずなを保つ



小規模多機能型居宅介護事業のしくみ

- **事業所の指定権限**
各市町村
- **サービス利用者**
その市町村の居住者に限定
- **サービス整備**
市町村が必要なサービス量を決定し、その枠内で事業所を指定
- **各事業所のサービス提供エリア**
中学校区が基本
- **介護報酬**
国が定めた報酬を上限として、各自治体が自由に単価を決めることができる。

小規模多機能型居宅介護事業のしくみ



しかし、特例措置として、B市がA市にある事業所をA市の同意を得て指定することができる。



小規模多機能型居宅介護事業のしくみ

基本的な考え方

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせる

小規模・多機能型居宅介護

併設事業所で「居住」



制度的な特徴と課題

■ 職員配置

- ・通所、訪問、宿泊サービスにおける職員の兼務によるなじみの関係づくり
- ・介護支援専門員1名が必置である
- ・認知症グループホームの人員配置(日中3:1、夜間1人以上)を基本とする
- ・兼任により、ひとりの職員への介護負担が大きい
 - 過酷な労働条件が予測され、職員の安定雇用が困難となる危険性がある。また、急な職員の休みや退職によりダメージが大きい

制度的な特徴と課題

■ 設備要件

- ・必要設備は、居間、宿泊用個室、静養室、相談室、事務室となっているが、サービスごとの面積基準を設ける事をせず、設備全体の建築基準をベースであり、宿泊サービスは居間や静養室をパーティションで仕切る形式も認める
 - 居住環境として、一定の質を確保することが保障されるのか？

制度的な特徴と課題

■ サービスの質の確保

- ・管理者、介護支援専門員の研修を義務づける
- ・サービスの外部評価と情報開示を義務づける
- ・介護相談員の定期的訪問調査を講じる
 - 強制力をもった介入が入らないと、単なるコンビニ介護や囲い込み経営となり、却って地域から孤立する危険性をはらんでいる

制度的な特徴と課題

■ 介護報酬

- ・国が定めた報酬を上限として、各自治体が自由に単価を決めることができる
- ・利用者の様態や希望に応じて必要なケアが提供される仕組みである
 - 介護報酬が市町村により差があり、また、市町村の財政状況により介護報酬が変わってしまうこともありうるため、経営的な不安定要素がある
- ・定員は18人程度
- ・1事業所あたりの通所ケアの登録者は20~29人程度
- ・宿泊サービス対象者は通所ケア利用者に限定
- ・宿泊サービス利用者数は1晩あたり9人までが基本
- ・サービス利用者はその市町村の居住者に限定
 - サービス対象地域の小ささや利用者数の限定による、経営的な不安定要素もある

制度的な特徴と課題

■ 単独事業所(宅老所)の課題

- ・ 特養等の大規模施設を併設していない宅老所等では、医療面での不備が多いため、重度の要介護者やターミナルケアが困難である
- ・ 特養等のバックアップ施設がないと、あらゆるニーズを抱え込んでしまう危険性がある
- ・ 小規模事業所は現段階では、依然として不安定要素が多く、人的・物的・経営的な安定化が課題である

制度的な特徴と課題

■ 既存社会福祉法人の課題

- ・ 時代状況は大規模収容施設を解体する方向で変化し始めており、多様な事業主体の参入がそれを促進している
- ・ しかし、小規模事業所に比較して、人的・物的・経済的にはなお制約の少ない既存の社会福祉法人は、特養ホーム等を核としたサテライト化を「小規模・多機能」施設として整備することで、集団ケアからの脱却をはかり、地域ケアの拠点施設となることが期待される
- ・ そのためには、高コスト体質の改革をすすめるとともに、質の高い人材を安定的に確保するための体系的な人材育成システムの構築が急務である

その他

■ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加え、住み慣れた自宅や地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を支える重要なサービスです。

2015年4月に

「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更

参考文献

- E. ゴッフマン著 石黒毅訳「アサイラム：施設被收容者の日常世界」誠信書房1984
- 早川和男著「居住福祉の論理」東京大学出版会 1993
- P. コンラッド他著 進藤雄三訳「逸脱と医療化」ミネルヴァ書房 2003
- 老人保健福祉法制研究会編「高齢者の尊厳を支える介護」法研 2003
- 「新たなサービス体系の確立」全国介護保険担当者課長会議資料 平成16年9月
- 中西茂「地域密着分散・小規模・多機能型施設ケアの一考察 ―サポートセンターと地域分散型サテライトを中心に」『地域福祉研究』2004(32)
- 賀戸一郎他「小規模・多機能サービス拠点造りに関する批判的研究：宅老所の実践の蓄積と問題の考察を通して」『西南学院大学教育・福祉論集』2004. 2
- 宅老所・グループホーム全国ネットワーク編「宅老所・グループホーム白書2004」、「同2005」
- 横浜市小規模・多機能サービス拠点の在り方検討委員会編「横浜市における小規模・多機能サービス拠点の在り方 ―委員会のまとめ―」平成17年3月
- 松村謙一「特集 徹底解剖 介護保険制度改正―介護予防、小規模多機能拠点はこうなる！」『日経ヘルスケア21』2005. 2
- 高橋誠一「地域で住み続けられるケアとは何か」『ふれあいケア』全国社会福祉協議会 2005. 3
- 宮島渡「小規模多機能型居宅介護サービスの運営の実際(1)通所を柱に訪問、宿泊も提供 収益面では不安要素も」『日経ヘルスケア21』2005. 4